土木工事共通特記仕様書(令和7年10月)について、下表のとおり読替えるものとする。

令和7年10月版

第1章

	県土整備部	企業局
1	県土整備部	企業局
第1-6条	宮崎県工事請負契約約款	工事請負契約約款
第1-12条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。
第1-13条	試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システ	試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活
	ム活用試行要領」に基づき行う。	用試行要領」を準用して行う。
第1-13条	試行要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産	試行要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産業>
	業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事等にお	公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事等における情報
	ける情報共有システム活用の試行について)から入手で	共有システム活用の試行について) から入手できるが、同試
	きる。	行要領の「県土整備部技術企画課」を「企業局」に読み替え
		るものとする。また、同試行要領の第6にある成果品、「建設
		工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニ
		ュアル」の第3にある 成果品、第6にあるアンケートについ
		ては、対象外とする。
第1-14条	実施要領等の必要な情報については、宮崎県ホームペー	実施要領等の必要な情報については、宮崎県企業局ホームペ
	ジ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技	ージ(トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札
	術基準>県土整備部の建設現場における遠隔臨場の実施	手続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸
	について) に掲載している。	規程について(お知らせ)に掲載している。

	県土整備部	企業局
第1-15条	要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産業>	要領は、宮崎県企業局ホームページ(トップ>しごと・産業
	公共事業・建築・土木>技術基 準>建設現場における快	>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県企業
	適トイレ設置要領の制定について)から入手できる。	局における入札実施に関する諸規程について(お知らせ)に
		掲載している。

第2章

	県土整備部	企業局
第2-2条	「宮崎県契約後VE方式実施要領」	企業局契約後VE方式実施要領
第2-2条	宮崎県契約後VE方式実施要領は、宮崎県庁ホームペー	企業局契約後VE方式実施要領は、宮崎県企業局ホームペー
1 (2)	ジ(トップ>県政情報> 入札・調達・売却>電子入札	ジ(トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手
	(公共事業) >宮崎県公共事業情報サービス>諸規程 >	続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸規
	宮崎県契約後VE方式実施要領)に掲載している。	程について(お知らせ)に掲載されている。

第3章

	県土整備部	企業局
第3-1条	工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要	工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領
	領(平成25年4月15日県土整備部管理課定め)	(令和3年12月1日工務管理課定め)
第3-3条	「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける	「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術
	技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて	者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて(令和7年
	(令和6年12月25日付け環境森林部、農政水産部、	1月6日付け工務管理課定め)」
	県土整備部定め)」	
第3-5条	「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける	「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術
	技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて	者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて(令和3年
	(令和2年12月1日付け環境森林部、農政水産部、県	11月30日付け工務管理課定め)」
	土整備部定め)」	

第4章

	県土整備部	企業局
第4-2条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。
第4-4条	実施要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産	実施要領は、宮崎県企業局ホームページ(トップ>しごと・
	業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日工	産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県
	事」の実施について)から入手できる。	企業局における入札実施に関する諸規程について(お知ら
		せ)から入手できる。
第4-5条	実施要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産	実施要領は、宮崎県企業局ホームページ(トップ>しごと・
	業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替	産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮崎県
	制モデル工事」の実施について)から入手できる。	企業局における入札実施に関する諸規程について(お知ら
		せ)から入手できる。
第4-6条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。
第4-7条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。
第4-8条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。
第4-9条	熱中症(防寒)対策に関する現場環境改善費の取扱につ	熱中症(防寒)対策に関する現場環境改善費の取扱につい
5	いては、宮崎県庁ホームページ(トップ >しごと・産業>	て、企業局発注の土木工事については、県土整備部が制定し
	公共事業・建築・土木〉技術基準〉「現場環境改善費」に	ている取扱いを準用する。内容については、宮崎県庁ホーム
	ついて)で確認できる。	ページ(トップ >しごと・産業>公共事業・建築・土木> 技術
		基準>「現場環境改善費」について)で確認できる。

	県土整備部	企業局
第4-10条	「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要	「企業局建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要
4	領」	領」
第4-10条	前項については、宮崎県ホームページ(トップ>しご	前項については、宮崎県企業局ホームページ(トップ>しご
5	と・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設キャ	と・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮
	リアアップシステム活用モデル工事の試行について)か	崎県企業局における入札実施に関する諸規程について(お知
	ら入手できる。	らせ)から入手できる。
第4-11条	「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要	「企業局建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要
5	領」	領」
第4-11条	前項については、宮崎県ホームページ(トップ>しご	前項については、宮崎県企業局ホームページ(トップ>しご
6	と・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設キャ	と・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手続き・様式集>宮
	リアアップシステム活用モデル工事の試行について)か	崎県企業局における入札実施に関する諸規程について(お知
	ら入手 できる。	らせ)から入手できる。
第4-12条	実施方法を定めた資料については、宮崎県ホームページ	実施方法を定めた資料については、宮崎県企業局ホームペー
9	(トップ>しごと・産業>公共 事業・建築・土木>技術	ジ(トップ>しごと・産業>商工業>宮崎県企業局>入札手
	基準>地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設	続き・様式集>宮崎県企業局における入札実施に関する諸規
	計変更について(県土整備部))から入手できる。	程について(お知らせ)から入手できる。
第4-13条		企業局では要領を制定していないため、対象工事とする場合
		は、別途協議が必要。

第5章

	県土整備部	企業局
第5-15条	宮崎県工事請負契約約款第20条等	工事請負契約約款第20条等
3		